

環境企画課からのお知らせ

合併処理浄化槽を設置する皆さんへ！

生活雑排水による環境汚染を防止するため、単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換される方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

◆補助金額

人 槽	本体設置費	宅内配管工事費	合 計
5人槽	332,000円	300,000円	632,000円
7人槽	414,000円		714,000円
10人槽	548,000円		848,000円

◆申請要件

- 申請者が居住する専用住宅であること（店舗併用住宅は居住部の床面積が延床面積の1/2以上）
- 汚水処理未普及解消につながる転換であること
- 工事着工前であること
- 浄化槽の処理対象人員が10人以下および環境省が定める環境配慮型浄化槽であること

◆対象区域

以下の区域を除く吉野川市内

- 公共下水道事業の供用区域および事業計画区域
- 農業集落排水事業の供用区域

問い合わせ | 環境企画課 ☎ 22-2230 FAX 22-2247

高齢者等外出支援タクシー料金助成事業のお知らせ

高齢者などの外出機会の創出を目的として実施している「吉野川市高齢者等外出支援タクシー料金助成事業」の助成対象者の要件が、4月から変わります。

助成の対象となる方

- 満75歳以上で在宅の方（75歳未満で障がいなどの理由で運転ができない方は対象となります）
 - 地縁、血縁者による移動の支援が常時は受けられない
 - 運転免許証を保有していない方（自主返納を含む）
- なお、令和6年度中に本事業を利用されていた方には、令和7年度の継続申請書およびアンケートを送付していますので、回答および返信をお願いします。
※令和7年度分の新規受付は令和8年3月23日（月）までを予定しています。

問い合わせ | 市民生活課 ☎ 22-2269 FAX 22-2245

◆申請期間

4月1日（火）～令和8年1月30日（金）

※制度に関する詳細は市ホームページをご覧ください。

「レッツ・クリーン」環境美化の実施団体募集

清掃活動にご協力いただける自治会、団体、事業所を募集します。

実施期間 5月19日（月）～6月1日（日）

統一実施日 6月1日（日） 午前8時～10時

※小雨決行、荒天などで中止する場合は、広報車などでお知らせします。

申込期間 5月12日（月）～23日（金）

受付日時 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

申込方法 次の書類を環境企画課（本館2階）、各支所（川島、山川、美郷）に提出してください。

①「レッツ・クリーン」環境美化実施計画書

②清掃範囲と集めたごみを出す場所を記した地図

※実施計画書は令和7年3月に各自治会長宛てに送付しています。また、市ホームページでもダウンロードできます。

病児・病後児保育施設「ひだまり」閉所のお知らせ

本市の病児・病後児保育施設は、鴨島町に石原小児科の「ひだまり」と、山川町にさくら診療所の「さくらんぼ」を開設していましたが、鴨島町の「ひだまり」が令和7年3月31日をもって閉所しました。

今後は「さくらんぼ」を利用いただくか、他の病児・病後児保育施設の利用を検討ください。利用する場合は、直接施設に問い合わせください。

病児・病後児保育施設 さくらんぼ
吉野川市山川町前川212番地6（さくら診療所内）
☎ 090-7786-3191

問い合わせ | こども未来課 ☎ 22-2266 FAX 22-2245

建築営繕室からのお知らせ

木造住宅耐震化促進事業

【耐震化事業】

（1）耐震診断（無料）

大規模な地震に対して、どの程度の安全性があるかを評点により判定します。（評点1.0以上が耐震性能あり）

（2）耐震改修支援事業

本格的な耐震改修（評点を1.0以上に改善）を行う費用を補助します。

補助金の額

対象工事費の4/5 上限額：210万円

※補助上限額を引き上げています。（令和8年度まで）

（3）耐震改修利子補給事業（令和8年度まで）

高齢者がリバースモーゲージを活用して耐震改修を行う際に、借入資金の利子などを補給します。

利子補給の額 69,800円（上限）/年

利子補給期間 15年以内

※「リバースモーゲージ」…土地建物を担保に資金を借り入れし、月々の返済は借入額に対する利子分のみ。借入人の死亡時に不動産を売却して元金を返済する仕組み。

（4）耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルター（徳島県認定品）または耐震ベッドの設置費用を補助します。

補助金の額

対象工事費の4/5 上限額：80万円

（耐震ベッド 上限額：40万円）

感震ブレーカーを設置する場合、10万円を限度に上乗せ

★上記4事業の対象となる住宅の条件

- 市内の木造住宅で、平成12年5月31日以前に着工されたもの
- 在来軸組構法、伝統構法および枠組壁工法によるもの（木質プレハブ工法は除く）
- 3階建て以下の建物（併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む）
- 現在居住または居住予定のもの

【減災化事業（家具固定など）】

（5）相談員派遣事業（無料）

相談員を派遣し、寝室やリビングなどに設置されている家具の確認や通路および玄関の安全性を確認し、危険箇所や家具の固定方法などの提案を行います。

（6）減災化対策支援事業

相談員派遣事業で指摘した危険箇所に対し、家具の固定や配置の工夫などの措置を行い、屋内の安全性を向上させます。

補助金の額

対象工事費の4/5 上限額：16,000円

感震ブレーカーを設置する場合、10万円を限度に上乗せ

問い合わせ | 建築営繕室 ☎ 22-2224 FAX 22-2246

★左記2事業の対象となる住宅の条件

次のいずれかに該当する世帯が現在居住している住宅（非木造住宅を含む）

- 65歳以上の高齢単身世帯や高齢夫婦世帯など
- 要介護または要支援の認定を受けている方がいる世帯
- 障がい者の方がいる世帯（障がい者手帳所有者）

危険ブロック塀等安全対策支援事業

避難路に面する危険ブロック塀などの撤去や軽量のフェンスなどへの建替えに対する費用を補助します。

（1）危険ブロック塀等撤去支援事業

補助金の額

対象工事費の2/3および基準額（1mあたり6,000円）の2/3 上限額：13万3千円

（2）フェンス等設置工事支援事業

補助金の額

対象工事費の2/3および基準額（1mあたりリパネルおよび格子状などの場合は24,000円、ネット状などの場合は14,000円）の2/3 上限額：26万7千円

移住促進空き家リノベーション支援事業

市外からの移住者（移住予定者）が、本市の空き家バンクに登録された空き家を購入、または賃借した場合、その空き家を居住目的でリノベーションする工事に対する費用を補助します。

補助金の額

対象工事費の2/3 上限額：320万円

老朽危険空き家等除却支援事業

地震などの災害時に倒壊した場合、避難路に影響を及ぼすおそれのある老朽化し危険な空き家などの除却（解体工事）に対する費用を補助します。

補助金の額

対象工事費の4/5 上限額：80万円

●各事業の申込開始（減災化事業を除く）

4月24日（木） 午前9時～

（先着順により枠が埋まり次第終了となります。ただし、キャンセル待ちや次年度以降の実施に関する相談は受け付けますので問い合わせください。）

※危険ブロック塀等安全対策支援事業および老朽危険空き家等除去支援事業補助金を申請するには先に事前調査（職員による現地調査など）が必要です。事前調査の申し込みは随時受け付けていますが、実施の時期が決まっておりますので、早めに申し込みください。
※各事業の詳細については、下記担当まで問い合わせください。

問い合わせ | 建築営繕室 ☎ 22-2224 FAX 22-2246